

仕 様 書

1 業務名

中央市場警備業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、市場施設の維持保全及び場内の秩序維持を図ることを目的とする。

4 業務内容

業務対象区域は、別図「中央市場警備業務対象施設図」の警備業務実施区域内とし、業務内容及び業務に従事する日時等については、別表「警備箇所及び警備時間」によるほか、次のとおりとする。

(1) 警備室における業務

警備室における業務は、各門及び巡回警備で行う業務に準じるほか、次のとおりとする。

ア 業務の円滑な履行に資するため、常に責任ある者を配置し、発注者との連絡調整や各警備業務に従事する者への適正な指示等を行うものとする。

イ 場内伝達事項の放送

ウ 各施設の鍵の保管

エ 自動火災報知器受信時における、臨機の処置及び関係機関並びに発注者への通報

オ 異常気象、火災、食中毒警報等の受理及び伝達

カ 監視カメラによる、ゴミ、その他廃棄物の持ち込み、不当投棄、不審者等の監視及び規制

キ 国旗及び市旗の掲揚及び降納

ク 非常事態発生時の対応

(2) 1号門における業務

ア 門扉の開閉及び施錠

イ 入出場者、入出場車両の監視及び規制(立哨ボックス前での車両一時停止等による入場証掲示確認を含む)

ウ 出荷者、関連売場棟利用者等への臨時入場証交付

エ 来訪者への案内及びその取り次ぎ

オ 物品の搬入・搬出の監視及び規制

カ ゴミ、その他廃棄物の持ち込みや不当投棄の監視及び規制

キ 入出場者、入出場車両の調査、記録

ケ その他警備上必要と認められる事項

(3) 巡回警備業務

ア 巡回警備に当たっては懐中電灯、指示棒、笛、携帯電話、筆記用具等を携行し、常に確認、点検、注意、指示、連絡、記録が取れる態勢を取らなければならない。また、自転車等の車両を使用し、状況に応じた素早い対応を取らなければならない。

イ 巡回警備に当たっては、市場の秩序及び清潔を保持するため、不当に公共の利益を害する行為を行う者を発見した時は、直ちに所定の対応を取るものとする。また、所定の対応が定まっていない事柄が発生したときは、発注者に連絡し、発注者の指示を仰ぐものとする。

ウ 別表に掲げる刻時巡回警備は、別紙「刻時巡回警備実施要領」により行うものとする。刻時巡回警備に当たっては、次の事項を確認・点検し、異常があった場合には適宜処理するものとする。

- ① たばこの吸い殻、火元機器等火気
- ② 危険物及び可燃物
- ③ 水道及びガスの元栓
- ④ 施錠箇所
- ⑤ 潜伏者、不審者
- ⑥ 施設の異常や不良箇所
- ⑦ その他警備上必要と認められる事項

エ 巡回警備、卸売場棟周辺の監視に当たっては、次の事項を行い、違反等があった場合には、適宜処理するものとする。

- ① 交通整理
- ② 路上駐車規制
- ③ 部外者の立入及び規制
- ④ 部外者による長時間駐車規制
- ⑤ 路上等へのゴミ投棄規制
- ⑥ 廃棄物集積場での無許可車両によるゴミ持込規制
- ⑦ その他、市場の秩序を乱す行為の規制
- ⑧ 2、4、5、6、7、8号門における門扉の開閉及び施錠
- ⑨ 施設の異常や不良箇所の発見

オ 上記エの業務に加え、2号門及び6号門それぞれの周辺にある関連商品売場棟、水産卸売場棟、水産冷蔵庫棟、水産倉庫加工所棟、青果倉庫加工所等及び花き棟、バナナ加工所棟、青果冷蔵庫棟等の巡回警備、監視に当たっては、それぞれの門付近にある立哨ボックスを起点として次の事項を行い、違反等があった場合には、適宜処理するものとする。

- ① 交通整理
- ② 路上駐車規制
- ③ 部外者の立入及び規制
- ④ 部外者による長時間駐車規制
- ⑤ ゴミ、その他廃棄物の持ち込みや不当投棄の監視及び規制
- ⑥ その他、市場の秩序を乱す行為の規制
- ⑦ 施設の異常や不良箇所の発見
- ⑧ その他警備上必要と認められる事項

カ 付随業務

- ① 設備の異常や不良箇所を発見したときは応急処置を取るものとする。
- ② 照明などに不都合があるときは、電源スイッチを適宜操作して調整するものとする。

③ 場内物品に盗難の恐れがあるときは、それを防止するため、必要な措置をとるものとする。

④ 路上凍結の恐れがあるときは溶融剤を散布するなど、交通の安全を図るものとする。

(4) 市場内施設で実施されるイベントに伴う業務

年度内に1回程度実施される「市場まつり」の開催に伴う業務は、次のとおりとする。

ア 来訪者、入出場車両の交通整理、監視及び規制

イ ゴミ、その他廃棄物の持ち込みや不当投棄の監視及び規制

ウ 来訪者への案内及びその取り次ぎ

エ その他警備上必要と認められる事項

(5) 国旗及び市旗の掲揚及び降納

ア 国旗及び市旗の掲揚は、広島市中央卸売市場業務条例施行規則第4条第1項(1)及び同条第2項に基づく開場日の午前5時から午後5時15分までとする。

イ 前述アの掲揚時間内であっても、同旗を傷める恐れがある天候及び想定出来る天候の時は、これを降納し、または掲揚しないものとする。

(6) 非常事態等の処置

火災、盗難その他の事故が発生し、または発生する恐れがあると認められる時は、関係機関への通報等、臨機の処置をとるとともに、発注者が指定した者へ連絡するものとする。

また、非常事態において発注者の指示があった場合は、その指示に従い臨機の措置をとるものとする。

5 業務に当たっての留意事項

業務の履行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 業務遂行中には、受注者名入りの専用の制服及び個人名入りの名札を着用し、服装を正し、身分証明書を携行すること。

(2) 来訪者に対しては礼儀正しく対応するとともに、電話の応対も懇切丁寧に行うこと。

(3) 休憩は発注者が指定する場所で行うこと。

(4) 現場責任者は、発注者と連絡を密にし、業務の円滑な履行に努めること。

(5) 業務従事者は常に携帯電話を携行し、他の業務従事者と連絡ができるようにすること。

(6) 受注者は、従事者に対し、労働基準法、労働安全衛生法等労働諸法及び社会保険法上の責任を負い、もって労働管理を行い、本業務に支障を来さないようにすること。

6 業務報告等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び警備員の住所、氏名等を報告するものとする。現場責任者又は警備員に変更があったときもまた同様とする。

(2) (1)の報告に当たっては、警備業法第21条及び同法施行規則第38条に定める教育を実施したことを証する書類を添付するものとする。

(3) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書とし、契約締結後速やかに提出して、発注者の承認を受けなければならない。

- (4) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は業務日誌とし、所定の様式により、毎日（当日が休場日にあつてはその翌日）前日分（3月31日分は3月31日）を提出して、発注者の承認を受けるものとする。

7 費用の負担等

- (1) 受注者は、業務遂行に必要な限りで、警備員の控室等、発注者が指定する施設を使用することができるものとする。
- (2) 発注者は、光熱水費について、受注者の業務遂行に必要な限りにおいてこれを負担する。なお受注者は、電気、ガス、水道等の使用にあたっては効率よく使用し、省エネルギーに努めるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が指定する場所へ打刻鍵を設置し、巡回時計も受注者所有のものを使用する。
- (4) その他委託業務を行うために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

8 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3. 開市日(青果、花き)

No.	区 分	人数	勤務時間	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	備 考	
20	立 哨	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2時間・仮眠5時間 深夜勤務2時間
21	1号門	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2.25時間 深夜勤務5.5時間
22	屋外	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2時間・仮眠5時間 深夜勤務2時間
23	屋外 (2号門 周辺等)	1	2:00 ~ 17:00	15	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩1.5時間 深夜勤務2.25時間
24	屋外 (6号門 周辺等)	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2時間・仮眠5時間 深夜勤務2時間
25	刻時(1)	1	0:00 ~ 5:00	5	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩0.5時間 深夜勤務4.5時間
26	刻時(2)	1	20:00 ~ 翌5:00	9	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩1時間 深夜勤務6時間
27	青果部	2	6:00 ~ 9:00	3	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
28	花き部	1	7:00 ~ 11:00 (8:00 ~ 12:00)	4	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	勤務時間は セリの状態により変更有り

4. 開市日(水産、花き)

No.	区 分	人数	勤務時間	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	備 考	
29	警備室	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2時間・仮眠5時間 深夜勤務2時間
30	1号門	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2.25時間 深夜勤務5.5時間
31	屋外	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2時間・仮眠5時間 深夜勤務2時間
32	屋外 (2号門 周辺等)	1	2:00 ~ 17:00	15	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩1.5時間 深夜勤務2.25時間
33	屋外 (6号門 周辺等)	1	0:00 ~ 24:00	24	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩2時間・仮眠5時間 深夜勤務2時間
34	刻時(1)	1	0:00 ~ 5:00	5	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩0.5時間 深夜勤務4.5時間
35	刻時(2)	1	20:00 ~ 翌5:00	9	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	休憩1時間 深夜勤務6時間
36	水産物部	1	4:00 ~ 7:00	3	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	深夜勤務1時間
37	花き部	1	7:00 ~ 11:00 (8:00 ~ 12:00)	4	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	勤務時間は セリの状態により変更有り

刻時巡回警備実施要領

別表に掲げる刻時巡回警備は次により行うものとする。

- 1 刻時巡回警備従事者 1 人当たり、概ね 1 時間に 1 回別図(中央市場警備業務実施対象施設図)の区域を巡回するものとする。
- 2 ①から⑮の箇所を通過したときは、受注者が設置した打刻鍵で巡回時間を記録するものとする。
- 3 建物内の巡回は徒歩により行うものとし、建物間の移動は合理的手段により行うものとする。
- 4 巡回の順路は適宜変更し、部外者から予測されないものとする。
- 5 非常事態が発生したときは、非常事態への対応を巡回に優先するものとする。
- 6 巡回時に、異常を認めるときは、その内容を記録するものとする。